

令和2年度都道府県単位 保険料率について

1. 令和2年度の収支見込みや保険料率について …P2～
 - ①医療分 …P3～
 - ②介護分 …P17～
2. 令和2年度インセンティブ制度について …P20～
3. 今後のスケジュール …P23～
4. 参考資料 …P26～

令和2年1月17日
令和元年度 第5回評議会

本日の議題について

《報告事項》

- 資料1 ①令和2年度京都支部の健康保険料率(変更なし)
②介護保険料率
③インセンティブ制度

《審議事項》

- 資料2-1 ④事業計画
資料2-2 ⑤予算(支部保険者機能強化予算)

【評議会の職務】 定款(第31条)、評議会規程(第7条)

次に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴くものとする

- (1) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項
- (2) 当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項
- (3) その他当該支部の業務に関する重要事項

健康保険法

第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

1. 令和2年度の収支見込みや保険料率について

- ① 医療分
- ② 介護分

① 医療分

令和2年度平均保険料率について

1. これまでの議論の経緯

平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。

(5頁参照)

令和2年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会では議論が進められた。

運営委員会における意見では、加入者や事業主の負担を少しでも軽減すべきとの意見があったが、全体としては10%維持の意見であった。

(6頁参照)

また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが13支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が21支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。

(7頁参照)

2. 協会としての対応

(1) 平均保険料率について

令和2年度の平均保険料率については、10%を維持する。

(2) 激変緩和措置の解消とインセンティブの導入について

激変緩和措置については、現行の解消期限(令和元年度末)どおりに解消する。

インセンティブ制度については、令和2年度保険料率より反映させる。

(3) 保険料率の変更時期について

令和2年4月納付分からとする。

第 89 回全国健康保険協会運営委員会（29 年 12 月 19 日）

理事長発言要旨

今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維持したいと考える。

なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

平成2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなかった。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

令和2年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

令和2年度の保険料率に関する支部評議会の意見

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

		※()内は今年の支部数
意見書の提出なし	13支部	(9支部)
意見書の提出あり	34支部	(38支部)
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	21支部	(18支部)
② ①と③の両方の意見のある支部	7支部	(13支部)
③ 引き下げるべきという支部	2支部	(6支部)
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	4支部	(1支部)

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669	
	その他	182	619	290	
	計	103,461	108,879	112,348	
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 拠出金等対前年度比 + 62 } + 102 + 41 } ▲ 1 </div>
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	21,040	
	退職者給付拠出金	208	2	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	3,295	
	計	97,513	103,802	106,903	
単年度収支差		5,948	5,076	5,445	OR2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
準備金残高		28,521	33,597	39,042	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和2年度京都支部保険料率

全国平均保険料率(療養の給付等に係る保険料率) **A** 5.269%

= 平均保険料率(10.0%) - 共通料率(4.731%)

支部毎の医療費に係る部分

健康保険法
第160条第3項1号

B

支部毎の療養の
給付等に要する額
5.143%
【平成31年度】
5.076%

健康保険法
第160条第4項

C

年齢調整
0.058%
【平成31年度】
0.045%

D

所得調整
0.082%
【平成31年度】
0.077%

調整後の療養の給付等に係る保険料率

E 京都支部 **5.283%**

【平成31年度】5.198%

共通料率(全国一律の部分)

F **4.731%**

【平成31年度】4.821%

健康保険法
第160条第3項2号

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金

現金給付費

等

健康保険法
第160条第3項3号

業務経費

一般管理費

準備金積立て

等

精算の部分

G **0.009%**

【平成31年度】
0.015%

平成30年度の支部
毎の収支決算におけ
る収支差

京都支部
▲1億9,601万円

インセンティブ 制度の部分

H **0.004%**

全支部より財源を拠出
京都支部
8,393万円

平成30年度実績によ
る報奨金なし

都道府県単位保険料率(令和2年度京都支部保険料率)

E

療養の給付等に
係る保険料率
5.283%

F

共通料率
(全国一律の部分)
4.731%

G

精算の部分
0.009%

H

インセンティブ制度
の部分
0.004%

=

10.03%

【小数点第3位四捨五入】

【平成31年度】10.03%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

支部毎の療養の給付等に要する額

【京都支部の場合】

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(支部医療給付費)} \\ 1,171\text{億}4,322\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(支部総報酬額)} \\ 2\text{兆}2,776\text{億}4,914\text{万円} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{支部毎の療養の} \\ \text{給付等に要する料率} \\ \hline 5.143\% \end{array}$$

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

年齢調整

【京都支部の場合】

年齢構成が全国平均より低い ⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

(平均給付費)
1,181億5,340万円

—

(標準給付費)
1,168億2,542万円

=

(年齢調整額)
13億2,798万円

【平均給付費】

(全国の加入者1人あたり医療費) × (京都支部加入者数)

【標準給付費】

(全国の各年齢階級の1人あたり給付費) × (京都支部の各年齢階級の加入者数)の合計

(年齢調整額)
13億2,798万円

—————

(支部総報酬額)
2兆2,776億4,914万円

=

年齢調整率

0.058%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

D

所得調整

【京都支部の場合】

所得（標準報酬月額）が全国平均より高い
⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

全国合計給付費を総報酬按分した額
1,200億1,455万円

-

平均給付費（P11参照）
1,181億5,340万円

=

所得調整額
18億6,116万円

5兆2,362億5,995万円
（全国給付費）

×

（京都支部総報酬額）
2兆2,776億4,914万円

（全国総報酬額）
99兆3,743億726万円

=

全国合計給付費を
総報酬按分した額
1,200億1,455万円

（所得調整額）
18億6,116万円

（支部総報酬額）
2兆2,776億4,914万円

=

所得調整率

0.082%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

共通料率

共通料率(A + B - C)	4.73 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.89 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.87 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.27 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率(共通料率のA)及び収入等の率(共通料率のC)には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率(共通料率のB)及び収入等の率(共通料率のC)には、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率

4.731%



精算の部分

○ 平成30年度の都道府県支部別の収支差

- 令和2年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。
収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」(マイナス記号)を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

京 都	▲196
-----	------

$$\text{保険料率換算} = \frac{\text{支部別収支差}}{\text{支部総報酬額}}$$

支部別収支差 (京都)	支部総報酬額	保険料率換算
▲1億9,601万円	2兆2,776億4,914万円	0.009%

令和2年度保険料率算定時に
0.009%
の保険料率引上げが必要

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

令和2年度都道府県単位保険料率における
 保険料率別の支部数
 (暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

23

24

京都

令和2年度都道府県単位保険料率の
令和元年度からの変化
(暫定版)

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

21

24

京都

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

② 介護分

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分(467億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.73%から令和2年4月以降に1.79%へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 2,597円 (74,874円 → 77,471円) の負担増

〔月額〕 192円 (5,536円 → 5,728円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和元年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

2. 令和2年度インセンティブ制度の 評価指標について

令和2年度インセンティブ制度の評価指標について

インセンティブ制度に係る検証の視点 <第100回全国健康保険協会運営委員会 (R1.11.22開催) >

- 令和元年11月22日に開催した第100回全国健康保険協会運営委員会において、以下の3つの検証の視点に基づき議論を行い、運営委員から次ページのとおりご意見をいただいた。

検証の視点①：評価割合

- 指標ごとの実績と伸び率の評価割合について、事業主及び加入者の行動変容を促す観点から、伸び率をより重点的に評価するよう見直す必要があるか。

検証の視点②：指標の配点

- 現在の評価方法は、平均偏差値の50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の得点としランキング付けを行っているが、5つの指標の中で特に重点的に取組む指標の配点を高くするなどの重み付けを行う必要があるか。

検証の視点③：インセンティブ制度の導入による行動変容への影響

- 今年度を実施した理解度調査において、インセンティブ制度に係る設問項目を見直し、インセンティブ制度の導入による加入者の健康意識の変化を確認した。

令和2年度インセンティブ制度の評価指標について

運営委員の意見 <第100回全国健康保険協会運営委員会 (R1.11.22開催) >

- インセンティブ制度の評価指標については、開始したばかりであるため、指標の見直しは数年後に行うことが適当である。
- 理解度調査の結果では制度を知らないと答えている者が90%いるため、更なる周知が必要。
- インセンティブ制度を知れば、事業所も動くと思うので、更に広報を強化してほしい。
- インセンティブ制度は開始したばかりであるため、制度の安定性や評価の整合性を確認する意味でもしばらく静観することに賛成。
- ある程度年数が経ったとき、バラつきが小さくなってきた指標は重み付けを下げるなどの見直しはあると考える。
- インセンティブ制度の最大のネックはインセンティブ自体が小さいこと。制度を機能させるためには、保険料が上がる下がるだけではなく、健康経営に積極的に取り組んでいる企業を表彰すること等により、事業者にメリットが生まれることが重要。
- 国連が採択しているSDGsの3番目に「すべての人に健康と福祉を」というものもある。これから企業調査も進んでいく中で、そのトレンドに乗れるように、インセンティブ制度を企業PRの基盤として利用しない手はない。

令和2年度インセンティブ制度の評価指標について（案）

- 大筋のご意見としては、制度開始から間もなく、評価の妥当性の検証には十分な時間を要することから、当面は現状維持が望ましいとのご意見をいただいた。
- 一方、加入者の理解度が低いことから、更なる周知広報を推進すべきとのご意見もいただいた。
- このため、令和2年度のインセンティブ制度の指標は現状維持とし、引き続き検証を行っていくこととする。また、周知広報にも更に取り組んでいく。

3. 今後のスケジュール

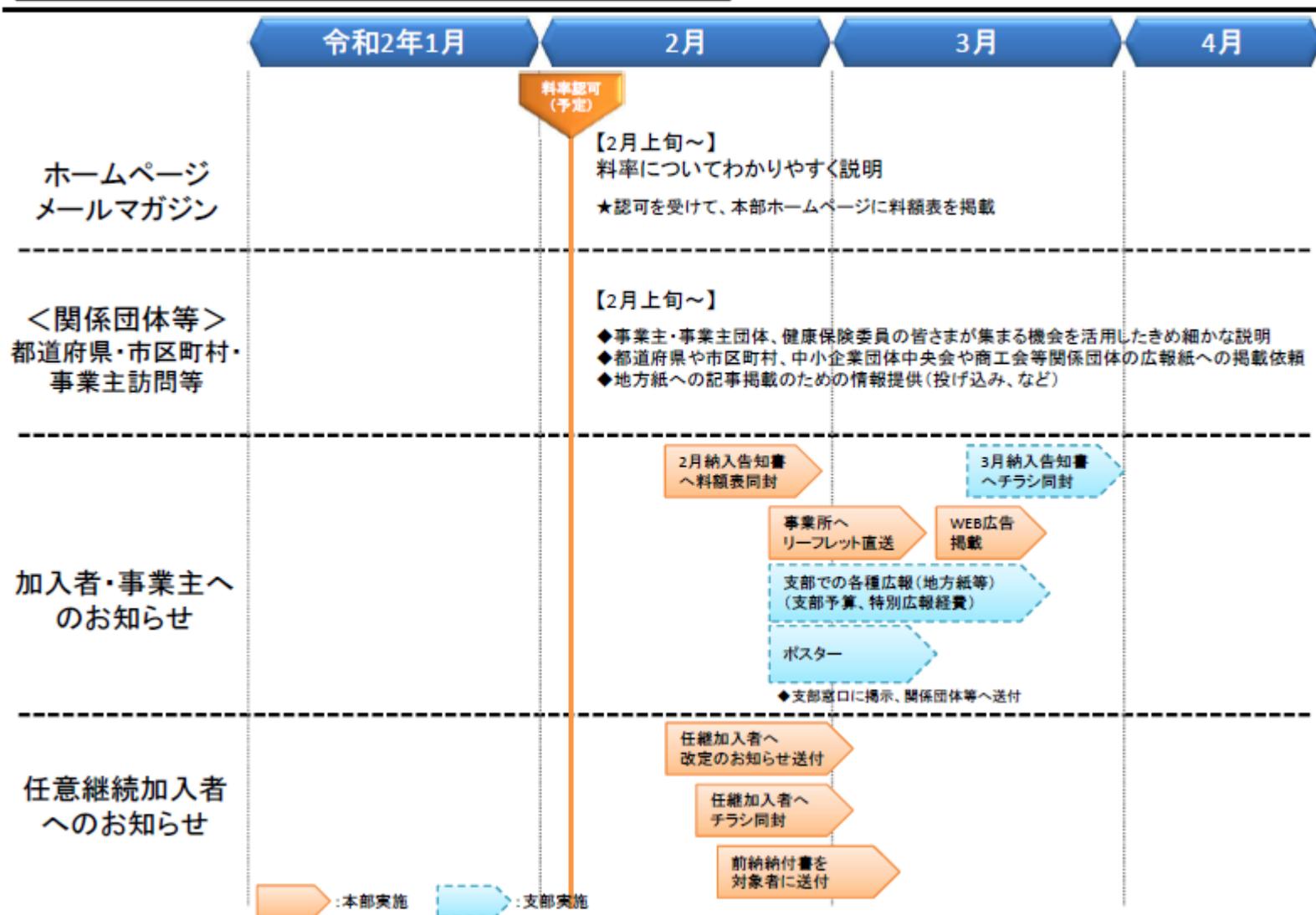
今後の運営委員会、支部評議会について

令和2年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール
(現時点での見込み)

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">1/29</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> 【議題】 ①定款変更について〈付議〉 (令和2年度都道府県単位保険料率等の決定) ②令和2年度保険料率に関する広報について </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">2/21 (予備日)</div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">3/19</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> 【議題】 ①令和2年度事業計画・予算の決定〈付議〉 ②支部事業計画の報告 </div>
支部評議会	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">支部長からの意見の申出</div> <div style="text-align: center;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ・都道府県単位保険料率 ・令和2年度支部事業計画 (支部の独自事業など) ・令和2年度予算 (支部保険者機能強化予算) </div>		
その他		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率の広報等</div>	
(備考) 国		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険料率の認可等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業計画、予算の認可等</div>

※運営委員会の議題については、令和元年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

令和2年度 保険料率改定に係る広報スケジュール



★保険料率の広報に合わせて、事業所宛リーフレット、ホームページ、広報誌、メールマガジン等で「インセンティブ制度」に関する広報を実施する

4. 參考資料

令和2年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する(年齢調整及び所得調整を含む)。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成30年度の実績データを集計したものに、全国計における令和2年度の見込み値の平成30年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成30年度の実績データを集計したことから、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額(窓口負担減免額及び波及増分に係る額)を控除したうえで、全国計における令和2年度の見込み値との比率を乗じて算出。
 - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額(原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「平成30年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数(令和2年度見込み)

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	413,450	19,916	22,056	22,822	24,463	27,111	27,461	30,753	34,113	39,768	40,093	33,520	30,908	29,064	20,978	10,423
京 都	9,329	457	499	513	545	638	659	700	772	919	935	755	652	580	454	252

- ・各支部の年齢階級別加入者数の平成30年度実績に、全国計の加入者数の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・数値は、年度の平均値。

(参考)平成31年度見込み

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	410,660	20,424	22,254	22,750	24,537	26,937	27,796	31,354	34,658	40,518	38,394	32,173	30,405	28,696	20,841	8,923
京 都	9,357	473	509	514	551	633	669	721	797	951	899	731	638	579	473	219

○ 都道府県支部別医療給付費(令和2年度見込み)

	(百万円)
全 国 計	5,236,260
京 都	117,143

- ・各支部の医療給付費の平成30年度実績から東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

(参考)平成31年度見込み

	(百万円)
全 国 計	5,000,881
京 都	113,352

○ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費(令和2年度見込み)

(円)	
計	126,648
0～4歳	185,454
5～9	88,959
10～14	70,371
15～19	56,522
20～24	53,154
25～29	65,820
30～34	75,203
35～39	81,913
40～44	91,362
45～49	110,447
50～54	141,914
55～59	179,753
60～64	226,073
65～69	289,631
70～74	416,594

- ・平成30年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

○ 都道府県支部別総報酬額(令和2年度見込み)

(百万円)	
全国計	99,374,307
京都	2,277,649

- ・標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の平成30年度実績に、全国計の平成30年度実績に対する令和2年度見込みの比率及び予定保険料納付率(約0.993)を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

(参考)平成31年度見込み

(円)	
計	121,777
0～4歳	178,601
5～9	87,593
10～14	68,902
15～19	54,618
20～24	51,547
25～29	63,842
30～34	73,286
35～39	79,701
40～44	88,470
45～49	107,143
50～54	137,739
55～59	173,470
60～64	218,094
65～69	281,564
70～74	420,281

(参考)平成31年度見込み

(百万円)	
全国計	96,555,391
京都	2,233,093

○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(令和2年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,236,260
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	445,544
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,420,428
・前期高齢者納付金	1,316,486
・後期高齢者支援金	2,103,860
・退職者給付拠出金	68
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	164,588
・一般管理費(国庫負担を除く)	49,478
・貸付金	166
・雑支出	69,720
・準備金積立て	544,454
*事務経費・雑支出(国)	37,027
合 計	9,967,665

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,937,431
その他収入	
・貸付金返済収入	166
・雑収入	25,356
*日雇特例被保険者保険料収入	1,463
*雑収入等(国)	3,249
合 計	9,967,665

- ・*については、国の予算において計上されるもの。
- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号経費及びその他収入において、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

(参考) 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(平成31年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,000,881
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拋出金を除く)	446,255
・拋出金等(国庫補助を除く)	3,410,455
・前期高齢者納付金	1,313,225
・後期高齢者支援金	2,097,035
・退職者給付拋出金	183
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	153,024
・一般管理費(国庫負担を除く)	53,219
・貸付金	161
・雑支出	101,859
・準備金積立て	519,029
*事務経費・雑支出(国)	32,133
合 計	9,717,016

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,655,539
その他収入	
・貸付金返済収入	161
・雑収入	59,155
*日雇特例被保険者保険料収入	1,618
*雑収入等(国)	543
合 計	9,717,016

・*については、国の予算において計上されるもの。

・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・第3号経費及びその他収入において、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。